

狭山市議会議員政治倫理審査会記録（第2日）

- ◇開催日時 令和7年4月4日（金曜日）
- ◇開催場所 第1委員会室
- ◇付託事件 千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の存否についての審査の請求

午前10時02分開議

◇出席委員 8名

広山清志	委員長	大沢えみ子	副委員長
笹本英輔	委員	田中寿夫	委員
内藤光雄	委員	福田正	委員
町田昌弘	委員	金子広和	委員

◇欠席委員 なし

◇審査会に出席した委員外の議員

菅野淳	議員 (審査請求議員)
丸橋ユキ	議員 (審査請求議員)

◇審査会に出席した事務局職員

中島由夏	事務局次長	小川啓寿	事務局主幹
有川竜太	事務局主幹		

午前10時02分開議

会議の公開・非公開について

審査会の公開・非公開について、本日の会議は公開するという事で諮った結果、異議なく、本日の会議は公開することに決定した。

なお、審査を進めていく中で、委員から非公開とすべきとの意見が出され、これに3分の2以上の同意があった場合には、その時点から非公開とすることもある。その場合、傍聴人には速やかに退場いただくことになる。

審査請求をした議員への調査について

○内藤光雄委員 本日の審査会において、報道関係者の傍聴はありますでしょうか。また、報道関係者からの写真撮影等の申請願いは出ていますでしょうか、確認です。

(休憩)

○広山清志委員長 朝日新聞、毎日新聞から届出が出ております。朝日新聞からは傍聴、そして毎日からは取材と録音も届出が出ております。以上でございます。

書記による請求書の朗読

事務局書記より、請求書の朗読を行った。

審査請求をした議員による趣旨説明

説 明

●菅野淳議員 去る3月18日、太田議長に対しまして、千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の存否についての審査の請求を提出いたしました菅野淳と申します。よろしく願いいたします。

今回は、政倫審の審査請求の趣旨説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましても、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

私自身、こうした場面に参加するのは初めての経験でございますので、お聞き苦しい点、多々あるかとは思いますが、その点はどうぞご容赦ください。よろしく願いします。

では、改めまして、この審査の請求を提出した背景につきましては、今事務局が読み上げた内容のとおりであります、ここに少し補足と、趣旨の説明をさせていただきます。

まず、この審査の請求には表記していない部分なんですけれども、時系列について簡単に説明いたします。

この場合の時系列というのは、請願者と千葉議員のやり取りの記録でございます。

まず、昨年8月9日、請願者は、請願提出を決意し、請願書の作成を開始しまして、そして8月17日、たまたま家が近いこともあって、千葉議員の顔と名前を知っていたことで、請願を出す旨のことを伝えたとのことです。そして、8月22日に請願書を正式に議会に提出いたしました。

さらに、8月29日、千葉議員から請願者に連絡があり、この場合、電話ですね。電話があり、会うことになりました。その際に、千葉議員のほうから、請願には賛成します、ただし、審査中に執行部に対する批判はしないこと、対象はプールのみ絞るようにはしてくださいと、そういう2点を言われたそうです。

長年、議員を務めておられる千葉議員の発言ですので、請願者はとても喜んだということがございます。これはいけるなというふうな気持ちになったということでもあります。

それを受けて、請願者はもともと作っていた原稿を大幅に修正したそうです。そして、9月9日、文教厚生委員会が開催され、請願者の補足説明があり、その際に請願者は、千葉議員に言われたとおりに執行部の批判はせず、またプールのみ絞った説明をなされました。

そうしたところ、その翌日の9月10日、千葉議員のほうから突然請願者に対して呼出しの電話を受けまして、市役所の3階、議員控室に案内され、請願の件は趣旨採択にすると言われたそうなんです。請願者は、趣旨採択って何だろうと、意味もよく分からないまま、そのまま帰宅したということがございます。

そして、9月13日、次の文教厚生委員会が開催され、採択が行われましたが、その中で、千葉議員は3日前に話しました趣旨採択の動議もないまま、平然と反対に回り、結果、否決となりました。そのとき、請願者は、我々は見事にうそをつかれ、裏切られてしまったという悲痛な思いだったそうです。

以上が、経過説明となりますが、この中で私自身が最も強調したい部分というのは、千葉議員が市民をだました、うそをついたという疑いがあるということです。私たち議員というのは、市民から大きな、とても大きな、そしてとても重い負託を受けて、市民の代表として市議会議員になっているわけですね。その市民の代表が、一市民を欺くなどという愚行、これはあってはならないことだと痛切に感じた次第でございます。

ここは、参考資料②の請願者の今の気持ちを読んでもらえれば、よく分かると思います。

そして、もう一つ、請願者の現在、今の言葉として、その後、半年が経過しましたが、千葉議員からは一言の謝罪も弁解も一切ありませんでしたとのことで、ここも私自身は非常に残念な思いをしました。

また、請願者から、これが政治の世界なのか、私は本当に情けなく、狭山市議会に大きく失望しましたということをお聞きしまして、私自身、またまたこれ、もう大きなショックを受けた次第であります。こういうふうにした方は請願者だけでなく、サピオの閉鎖に反対の署名をした183人の方の中にも相当いたというふうには推測されます。

そして、これには請願の紹介議員の金子議員、大島議員、そして私も関わっておりますし、そして言うまでもなく、この請願というものは議会に対して出されたものであることから、これはまさに議会全体の問題として捉え、そして精査し、一議員の問題とせず、今後こうした行為が行われることのないように、しっかりと事実解明をしていただき、さらには委員の皆様の公平かつ公正な目で審査していただき、必要な措置を講じていただくことを要望するものであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●丸橋ユキ議員 丸橋ユキと申します。

私は、今回の請求した大きな理由としまして、いろいろあるんですけども、菅野さんが今おっしゃられた数々の経過なども全部把握しております。私は、横田さん本人と随分請願の前後、お会いしてお話を聞いています。請願に至る前も、サピオのプールを残してほしいという相談をいただいております。請願を出すことになったということについては、アドバイスなどはしてはなかったんですけども、私自身もサピオのプールの今後を気にしていたこともあって、随分横田さんの思いというのは受け止めてまいりました。

それで、文教厚生委員会にも私は所属していますので、請願審査の場に立ち会っています。この日の請願の様子ですが、請願者2名、趣旨説明、補足説明をされているわけですけども、横田さんともう一人の方、2人並んでお話しする際に、もう一人の方がお話をされる際に、横田さんがしきりにそれはいいというような形で黙らせるというか、制するような行動が随分見られて、私は不思議だなんて思っていたんですけども、その請願が終わってから、私が今回の問題を知ったのが、9月11日ぐらいだったと思うんですけども、横田さん本人から、だまされちゃいましたということをお聞いたんですね。要するに、今、菅野さんがおっしゃったように、千葉議員が、賛成するから、執行部に都合の悪いことは言わないようにというようなアドバイスを受けていたので、それに従ったにもかかわらず、反対に回ってしまったというような話を私は伺っています。

メールでもその話は聞いていまして、結構詳しく書いてあったんですね。廊下で千葉さんに請願直後に会って、腕をつかんで、請願者は千葉さんに、すっかりだまされちゃいましたねみたいなことをおっしゃったというふうに、私は伺って、これはすごい問題だなと思いました。

それで、私自身は、9月の請願の際に、結構市民に傍聴に来てくださいという呼びかけをしました。サピオのプールの行方が気になっている市民がいるので、ぜひ皆さん、見に来てくださいというようなことで、SNS等も使いながら周りの人に呼びかけてきました。その関係もあって、この請願、私の知り合いの市民とか、他市の人も含めて、請願の行方を気にしていた人はとても多いです。

説明を求められることがあるんです。どうしてうまくいかなかったのか、今後どうなっちゃうのか、あとは9月の定例会の最終日に緊急質問があったことも請願に関わるものだった関係で、

一体何があったのと、いろんな人から聞かれているんです。私も、どこまで言っているのか、悪いのかと、結構難しい問題なので、公になっている部分となっていない部分を分けなきゃいけないので、ちょっと言葉を濁さざるを得ないような部分があったんですが、結構長引いているんです、この件は、私の周りで。例えば議会報告会、私が催した場合にも、市民から質問がある。一体何があったのかというような。私自身、困っているんです。

これは、もう当事者の間の問題じゃなくて、狭山市議会全議員にも関わってくると思いますし、その請願の場に立ち会っていない人、プールの利用者、いろんな人たちが関心を向けているし、疑問のまま残っている。このまま、よく分からないまま終わりにしてはいけないだろうというふうに考えて、今回請求しました。審査会の設置を請求しました。

同様の今回の問題を検証してほしいというような陳情が3件出ていることは、委員の皆様はご存じだと思うんですが、これも市民の中から出てきているんです。これをもって、ぜひ、一体何が起きたのかを検証してほしいし、あと横田さんからのお言葉で、菅野さんもおっしゃっていましたが、狭山市議会に失望しましたというような言葉を、私も直接耳で聞いています。あと、議員というのはこういうものなんですみたいなことを言われて、やっぱり一部の議員が市民を欺いたということをもって、市議会に対する不信感ですとか、議員というものは市民に寄り添うものじゃないんだというような、そのようがっかりさせてしまった気持ちを、大問題だと思っているんです。

議員というのは、市民とつながってこそ市民の声を市政に伝えることができる存在です。市民からの信頼を裏切るような行為は、絶対あってはならないと思っています。そのために、この審査会、請求しました。私たちが持っている資料というのはごく一部なので、当事者の声も聞きながら調査していただきたく、お願いいたします。

質 疑

○内藤光雄委員 何点が質問をさせていただきたいと思います。

まず、この審査の請求書でありますけれども、3月18日に議長宛てに提出されておりますけれども、その中で提出者、3名の方の連名となっておりますけれども、この提出資料を作成した主体者はどなたか、教えてください。

●菅野淳議員 一応これは、会派として、会派創造として作ったものであります。

○内藤光雄委員 会派創造でということは、主体者を聞いているので、お願いします。

●菅野淳議員 主体者は、会派創造の代表の金子委員でございます。

○内藤光雄委員 それでは、まず冒頭に1点、お2人の趣旨説明の中では、参考資料②に当たる部分の説明が非常に強い内容だと思ったんですけれども、参考資料①と書かれているものの説明が全くありませんでしたけれども、ここについて何かございますか。

●菅野淳議員 参考資料①というのは、資料の開示請求がありましたよね。それで、参考資料がそれ

で出ていて、その後に黒塗りのものも出て、その説明でよろしいでしょうか。

○内藤光雄委員 今の趣旨説明の中で、この請求に至った背景を説明していただいたと認識しているんですけども、その背景の中に、この資料①の内容が織り込まれていなかったんですけども、そこについてはなぜですかという質問です。

●菅野淳議員 このSNSに関しては、これはある程度事実を淡々と述べたまでであって、そこに説明する責任とか義務とかはないというふうに私は判断したわけでございます。

○内藤光雄委員 これは参考資料といいますか、原本も頂いていますので、黒塗りにはなっておりますけれども、分かりますけれども、請求に至った趣旨ということで、参考資料②の内容は、請願者の思いも含めて、あとお2人の思いも含めて、請求に至った経緯をこと細かに説明されたんですけども、参考資料①は、あくまでも事実を出しただけで、要は参考資料①に書かれていることの、要は何が問題で、何がおかしいんだとか、何が例えば市民を欺く行為であったりだとか、ここに書いてあるように、狭山市議会の信用を失墜させたということに、参考資料①がどのようにつながるのかは、私には見えてこなかったもので、その部分について、何か説明なり補足はありますかという質問です。

(休憩)

●菅野淳議員 ここは、まず先ほど私が経過説明をした中で、千葉議員は9月10日に請願の件は趣旨採択にするというふうなことを言われたんですけども、この議事録からすると、ここに書いてあるとおりなんですけども、請願審査の件ですが、趣旨採択案にまとまる可能性が現状ありませんということなんです。ここ自体が、もう既に請願者を裏切っているという、そういう意味になると思われそうですが、違いますでしょうか。

結果、ここでは不採択にせざるを得ませんというようなこともあります。請願者や地区議員に申し訳ないというふうにここで言うてありますので、このままだと思うんですけども、ですので、ここでもこの事実というのは、やっぱり請願者を、初めからというわけではないんですけども、途中からどう変わったかは、その件に関しましては、皆さんによって事実解明をしていただきたいんですけども、こうした事実があるということを申し上げたいということでございます。

この件に関して、説明がなかったことに対しては、大変申し訳なく思っておりますが、ここでもやっぱりうそというか、欺いたというところが、このところに出て、確実に出ておりますので、その証拠の書類として提出したものでございます。以上であります。

○内藤光雄委員 ということは、表面に書かれている、下のほうでありますけれども、事実解明であったり、説明責任を果たすことということに書かれているものが、参考資料の①にも係ってきますよということよろしいですか。

●菅野淳議員 そうですね。

○内藤光雄委員 そこで確認をしていきたいんですけども、まず請求の中の文中の上から5行目の

最後のほうですね、この適正に欠ける請願審査であったというふうに書かれておりますけれども、ここについては、請願審査ということでいきますと、文教厚生委員会での審査を指しているものというふうに私は捉えているんですけども、委員会での請願審査は、今回議事録も出されておりますけれども、決して何かねじ曲げられたとか、おかしいとかということは一切この中では分からずに、適正であったと思うんですけども、ここに言っている適正に欠けるというところについて、詳しくちょっとご説明いただけますか。

●菅野淳議員 文章っていろんな角度から読むと、いろいろ解釈の仕方ってあると思うんですけども、ここにつきましては、適正に欠ける請願審査というのは、あくまでも委員会審査に対して言っていることではなく、やはりこの主語は千葉議員ということになります。以上でよろしいでしょうか。

○内藤光雄委員 それは、請願審査において、請願者の発言を求めておりますけれども、請願者に対して事前に千葉議員が操作をしたというか、先ほど来説明がありましたけれども、これは言うなどか、これに絞れとかいうことをしていたということがあるから、請願者は審査会において適正な発言ができなかったというふうに捉えればよろしいですか。

●菅野淳議員 そのように捉えてもらってよろしいかというふうに思います。

○内藤光雄委員 それでは、先ほど説明の中で、一個人の議員の名前が出て、取り上げられておりますけれども、冒頭発言すればよかったんですけども、今回のこの審査会も含めて、提出者もそうですし、我々議会もそうですし、個人名を挙げられている議員もそうですけれども、非常に慎重に行わなければいけないと思っているんですね。その理由としては、この審査であったり、これまでの経過であったり、これからいろいろ明るみになろうことが、個人であったり、団体であったり、様々な方の人権であったり、名誉に関わる問題があると思うんですね。名誉に関わってくるんです。なので、そこについてはいろいろ事細かに確認をさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。冒頭に言えばよかったんですけども。

そういう中で、一個人の議員ではなくて、狭山市議会にも影響が及んでいる、波及をしているというような説明がありましたけれども、何をもって狭山市議会全体の信頼の失墜になっているというふうに考えておられるのか、お聞かせください。

●菅野淳議員 冒頭の私の説明にもありますように、請願者から、やはり一番はこれが政治の現実なのか、私は本当に情けなく、狭山市議会に対して失望しました。この言葉というのは、私、物すごく大きな言葉だと思っております。たった1人の言葉ですけども、すごい重いものがあると思います。ですから、私はこの一言を取っても、もう既に狭山市議会というのは信用が、1人だけであっても信用は失墜したというふうに思っております。

ただ、やっぱりいろいろ見ると、やはり1人だけではないような気がしますし、先ほど申し上げましたように、サピオの閉鎖に反対の署名をした183人がいるわけですね。その人たちもやっぱり、

もしかすると、ここは推測の域を出ないんですけれども、同じような思いをしたのかなというふうなことがあります。少しでもそういう、推測の域ではあるんですけれども、そういう思いをされたということが事実としてあるのであれば、やはりそこは狭山市議会としてしっかりと受け止めて考えていかなければならないというふうなことだと、個人的にはそんなふうに思っております。

- 丸橋ユキ議員 一個人、一政治家の、私は不祥事だと思っているんですが、不祥事が世の中の政治不信を蔓延させているということは、皆さんご存じだと思います。ですから、今回の件、本当を言うと、狭山市議会、私たち議員だけじゃなく、こうしたこと、問題の積み重ねが世の中の政治不信にまで波及する大きなことだと思っています。以上になります。

- 内藤光雄委員 それでは、伺いますけれども、この中で、文中の下から3行目ぐらいですけれども、以上のことからということで、千葉議員（当時副議長）というふうに書いてあるんですけれども、「副議長の立場を利用し」というふうに読み取れるんですけれども、副議長であるがゆえの立場、副議長の特権というような解釈も私はできるんですけれども、この副議長の立場を利用というのは、具体的にどういうことなのか、説明いただけますか。

(休憩)

- 丸橋ユキ議員 この文面なんですけれども、千葉議員（当時副議長）とは書いてありますが、この立場を利用しというところに副議長は係ってきているものではありません。副議長の立場をということではなく、括弧、あえて副議長と書いた理由は副議長という重い立場であるにもかかわらずという部分は、ニュアンスとして入っておりますが、副議長という役職を利用するという意味ではありません。

- 内藤光雄委員 違うということ。

- 丸橋ユキ議員 はい。

- 内藤光雄委員 分かりました。一旦終わります。

- 田中寿夫委員 今、内藤委員からいろいろ質問ありましたがけれども、一番問題なのは、議会の信頼を損ねるような内容が市民の中から出てきたという事実なんです。審査請求人というのは、あくまでも市民の声を代弁して、この審査請求願を出しているんであって、審査会で必要なのは、審査請求人の中身を審査するんじゃなくて、実際にこのことがあった内容について、早急に調査して審査すべきじゃないかなというふうには私は思うんですけれども、今の内藤委員の話で30分以上経過していましたが、こういうふうなかけ方をやっていたんでは、審査会を立ち上げて、結果が出るまでかなりの時間がかかっちゃいますんで、この審査会を立ち上げた理由というのをもっと真剣に考えて、そのものに対しての審査をすべきじゃないかなと思いますので、内容の進め方についてご一考いただきたいと思います。

(休憩)

○金子広和委員 いろいろ説明ありがとうございます。

何点かだけ、ちょっと確認も含めて、先ほど内藤委員がいろいろと聞いていただいたんで、もう重複することは聞きませんが、その中で、資料の①、先ほど説明がありましたけれども、質問の中で答えていましたが、これ、読む限りは、冒頭の説明の中ではお2人とも入っていなかったというふうな認識はありますが、市長の応接室に呼ばれて請願の趣旨採択についてと書いていますよね。資料①ですよ、参考資料の①。

私の読んだ理解では、あえて冒頭にその辺のところを詳しく言わなかったのは、この後に千葉議員本人にその辺のところも確認をしないと、詳しくは。あえて聞くことを、今回の冒頭の説明の中には触れていなかったのかなというふうには思っているんですよ。

というのは、市長のほうの関係もここで出てくるので、それに関して、あえて請求者のほうから言わなかったんじゃないかというふうには、私はこれを認識しているんですけども、その辺のところはいかがですか。そういうふうな形であえて入れていなかったというような解釈でもよろしいんですか。

(休憩)

●菅野淳議員 ここは、「昨日、市長室に呼ばれ請願の趣旨採択について」と書いてありますけれども、基本的な事実を書いているだけですので、あくまでもこれは市長がどういうふうに絡んだとかということではなく、今回の審査請求というのは千葉さんに関してのことだけですので、その辺は、例えば市長とどういうものがあつたのかというのは、どうぞ、申し訳ありませんが、委員の皆さんが聞いていただいて、そこら辺の事実解明をしていただければというふうに思っております。以上です。

○金子広和委員 そういう形で、あえて冒頭のところではこの部分を詳しくは言っていなかったということで理解させてもらいます。

もう一点、先ほども内藤委員からも言われたんですが、1枚目のほうで、千葉議員で当時副議長というところの件も、答弁いただいたんですけども、これに関しては、私もちょっと調べた中では、副議長というと、議長と共に議会を代表する立場なわけですよ。ですから、一議員というよりも、副議長という立場である以上は、市議会全体の代表なわけですよ。ですから、私の考えている今の読んでいる限りですけども、当時の副議長の立場というのは、ここをあえて入れているのは、議会の代表だということも含めて、当時副議長の立場でこういうことをやったということで、あえて入れられたんじゃないかというふうには解釈しているんですけども、そういうような形も含まれているということでもよろしいですか。

●丸橋ユキ議員 先ほど私から申し上げたとおりです。今、金子委員がおっしゃったとおりです。

先ほど、私ちょっと言葉があまり上手じゃなかったんで、分かりにくかったかもしれませんが、

最初に内藤委員がお尋ねになったような、副議長の立場を利用しという意味は入っていないくて、今、金子委員がおっしゃったように、副議長という重い立場である、議会を代表するような立場であるにもかかわらずというようなニュアンスのみが含まれている部分であります。

- 金子広和委員 先ほどちょっと曖昧な言い方もあったんで、一応確認だけはさせていただきましたが、当時副議長でありながら、あえて議会を代表する立場でありながら、請願者をこういう形で、嘘というか、だますような行為があったということというのは、これは理解できますので、本来あってはならないことだというふうに私も思っています。

今回、狭山市の市議会の会議規則の第141条を見ると、議員は議会の品位を重んじなければならぬと、会議規則の中でもうたっているわけですね。これを見る限りは、先ほど来言われていますけれども、この請求に関して、議員はということもありますが、あくまでも議会として、ある程度の市民からそういうような、1人の議員じゃなく議会全体が見られるということは、もう致し方ないかなと、私もそういうふうには思っているんです。

それに関して、先ほど来やっぱり説明はいただいておりますが、再度、最後にちょっと確認だけしておきますが、あくまでも今回やった行為は千葉議員の行為かもしれないですけれども、市議会全体としても、やはりこれに関してはしっかりと受け止めて、事実確認、そういったものを出さないといけないというようなことも含めた請求ということでよろしいですね。

- 菅野淳議員 そのとおりでございます。
- 丸橋ユキ議員 今回の趣旨の補足も含めてでよろしいでしょうか。

参考資料2点、提示しておりますが、こちらをご覧くださいになって、重く受け止めていただきたいと思っております。もちろん、これ、千葉議員の名前を出しての、千葉さんの名誉にも関わると、人権に配慮して審査しなくちゃいけないということは、もう当然理解しておりますが、一方で、ここをさらっと済ませてしまうことは、だまされたとおっしゃっている請願者の人権に関わってくるので、そちらをないがしろにすることはあってはならないと思っております。

そういう意味で、関係者それぞれの人権というものは配慮しつつ、まずはこの参考資料に書いてあるところを重く受け止めていただいて、審査をしていただけたらと考えております。

- 内藤光雄委員 今、丸橋委員のおっしゃったのは、参考資料②ですか。①も含めてですか。
- 丸橋ユキ議員 請願者の人権と申し上げたので、今のところは参考資料②に当たります。
- 内藤光雄委員 ②だけですね。
- 丸橋ユキ議員 そうですね。

- 町田昌弘委員 先ほど丸橋議員も、請願を出すときに請願者の方とお話をしたとか、いろいろな話がありましたけれども、今回のこの審査の請求、3名の議員さんが出したんですけれども、出すに

当たりまして、請願者と何かお会いして、お話とかはされているかどうか、お伺いしたいんですけども。

●菅野淳議員 これを出すに当たって、請願者とは話はしておりません。

●丸橋ユキ議員 私も、これを出すに当たって話はしておりません。

○金子広和委員 もう一個、確認なんですけれども、請願者が千葉議員からうそでだまされたような形で今回出ていますけれども、当時の紹介議員が、たしか3名いましたよね。紹介議員に対しても同様に賛成をするという話を言われたと聞いているんですけれども、その紹介議員に対しても何か謝罪とか、これから何かそういうような弁明とかはあったんですか。これまでに。

●菅野淳議員 少なくとも、私にはありません。

○内藤光雄委員 もう少しまた、確認も含めて質問させてください。

請求書の参考資料①、②の関係になりますけれども、参考資料②につきましては、議会に出された資料ということで、別途参考資料②に書かれていない内容も含めて、全文ということで頂いておりますし、誰がどこに出されたという時系列もはっきりしておりますのでいいんですけれども、この参考資料①のほうですけれども、原本ということで黒塗りのものも頂いておりますけれども、これですね、紙にしています、これについてはどのようなルートで提出者のほうに来て、出されたのか。どこからどう来てという時系列を、誰が書いたものなのかも分からないので、見る限りでは、そこも含めてお願いします。

●菅野淳議員 ①に関してなんですけれども、それは千葉議員が太田議長に出したものであります。

○内藤光雄委員 千葉さんから議長にね。

●菅野淳議員 そうです。それで、この参考資料①に関しましては、資料請求があったわけですね。SNSの全文というご請求がありまして、このSNSの内容というのは太田議長が持っておりますもので、去る1月31日に議長室にお伺いして、議長が常に持っているタブレットで、全部の内容というのは当然のことながら確認できませんでしたが、明らかにその存在を確認しまして、そしてその全文を議長が読み上げ、その参考資料①があるじゃないですか、それと私で読み合わせをして、それが全文であるということを確認しました。それは、サイボウズか何かで皆さんのところに連絡が入っているというふうに確認しました。

ただ、やはりここで、変な話なんですけれども、これじゃやっぱり委員の皆さんの納得ができないんじゃないかなと思ひまして、正直申し上げて、今度、私のほうもそれだけではちょっと納得できないのかなというふうに感じまして、その日の夜に議長に電話しまして、タブレットのスクリーンショットでも何でもいいので、ちょっと全文を形として見えるような形にはできないでしょうかというふうなことを申し上げましたところ、快諾をいただきまして、翌4月1日、議長室にお伺い

して、それを頂いたということでございます。

ちなみに、黒塗りになっているところは、千葉議員の個人的なことが書いてありまして、そうしたプライバシーの配慮をいたしまして、黒塗りにしたというふうなことを聞いております。以上でございます。

○内藤光雄委員 提出資料には、1月6日開催の議会運営委員会からというところが冒頭にあつて、千葉議員から議長宛てに送られたということでもありますので、実際、この提出した書類の中だけでは、1月6日の中で表に出てきたものが、実際9月11、12日にこういうやり取りがされていたということで、これが実際採決前の日付になるということかなというふうに思いますけれども、今、書いてありますけれども、千葉議員から議長宛てに出されたということでもありますけれども、これは、先ほども聞きましたけれども、実際、内容についてはまた別途確認する必要があるかなというふうに思っております。

それと、資料②ということでもありますけれども、実際今回の提出に当たっては、請願の請求者と話をしていないということだったので、また今後、状況によっては、今回この今の気持ちをというふうに書かれた作者の方にも、状況が合えば、お話をこの場で聞いてみたいなというふうに思っておりますけれども、今の段階で、この今の気持ちというものの書かれた中で、1点確認をしたいんですけれども、ここで別途頂いた資料の中の星印の4つめのところで、市議会全体の信頼の失墜につながる事なのかというふうに感じて聞きますけれども、権力に擦り寄っている一部の議員にうんざり、失望していますというふうに書かれていて、ここには一部の議員と書かれているんですけれども、この一部の議員というところについて、何かご意見なりコメントがあればお聞かせください。

分からないなら、分からないでもいいです。

●丸橋ユキ議員 一部の議員とは書かれていますが、私自身の経験を申し上げますが、横田さんから先ほど申し上げたように、議員というのはこういうものなんですか、狭山市議会にがっかりしていますという、そういうような発言をいただいているので、文字として残って届けられているのは、そこに一部の議員と書いてありますが、全体の問題だと捉えております。

●菅野淳議員 ここは、やっぱり先ほども申し上げましたように、文章としてどういうことを捉えられる部分というのがありますので、今、丸橋委員はそういうふうを感じるというふうな表現だったと思うんですけれども、ここはやはり本人にしっかりと確認していただくべきものというふうに思います。以上です。

○内藤光雄委員 それでは、今後のこの会での審査の内容にも大きく影響してくる部分についてお聞きしたいんですけれども、請求書の最後の部分ですね、下から2行目辺りのところから、今回の審査会を設置して、請願審査に関する事実解明というのがまずありますけれども、ここでいう請願審査というの、先ほど聞きました文教厚生委員会の請願審査を指すものなのか、そうではないの

か、改めて確認させてください。ここ、重要な部分でありますので、お願いします。

●菅野淳議員 先ほども申し上げましたが、ここは委員会の請願審査ということではなく、あくまでもここは、今回の政倫審の審査の請求の最も核となる部分であります、千葉良秋議員に対する審査というふうに捉えていただければというふうに思います。

○内藤光雄委員 その次のところで、説明責任を果たすことというふうにありますけれども、これは、この審査会に求めている言葉だというふうに受け止めているんですけども、どのような説明責任であったり、何をもちて説明責任とするとか、どのような部分まで求めているのかというところまで、何か考えがありましたらお聞かせください。

●菅野淳議員 この場合の説明責任というのは、単純に申し上げますと、先ほどから何回も言っておりますが、しっかりとした事実確認、ここではあくまでもうそをついたとか、欺いたということに関しては、資料①のほうで見れば明らかなんですけれども、あくまでもこの場ではその疑いがあるというところがございますので、そこを、また同じことを申し上げますが、委員の皆さんでしっかりと調査していただき、解明していただきたいという思いでございます。以上です。

○内藤光雄委員 よく分かりました。

その中で、今回頂いた請求書の中には、想定できるだけでも複数名の方が存在するんですね。この中に複数名の方が存在するんですけども、説明を求めたい方として、具体的にお考えがありましたらお聞かせください。

●菅野淳議員 そこは、変な言い方なんですけれども、委員の方が決めることではないかと思うんですが、私個人的には、今回の請求そのものが、何度もすみません、何度も同じことばかり申し上げて申し訳ないんですが、千葉議員なわけでありまして、ということでございます。

○内藤光雄委員 それなら、そこに特化してもいいですよ。別に。

●菅野淳議員 ですので、あと誰がどうのこうの関わっているというのは、それは調査によっていろいろ出てくるかもしれませんが、そこはどうか皆さんの公正公明な目を見ていただいて、判断していただき、必要であればそういう方を呼んでいただいて、審査してほしいという願いでございます。以上です。

○内藤光雄委員 確認です。まずは、千葉議員だということですね。

●菅野淳議員 はい。

○内藤光雄委員 それと、これまでお2人の議員から、狭山市議会全体の信頼の失墜なり失望ということが出ておりますけれども、最後のところで、市民の信頼を回復すること等を目的として審査を求めるとありますけれども、今現在、市民の信頼を回復するためにはどのような事柄が求められているとお考えなのか、お聞かせください。非常に大事なところなので、お願いします。

●丸橋ユキ議員 今回の問題、市民にも一部知られていますし、この政治倫理審査会というものが立ち上がったということは、狭山市議会のホームページでも案内されています。もう既に、何か起こ

っているというようなことは市民に周知されている状況ですので、また請願の際に問題が起きたということを、私の周辺及び市外の方も含めて知っている人たちがいる中で、これはもうきっちり事実を解明していただいて、市民が分からないから、何が起きたんだ、あるいは説明を求めても議員がはっきりこういうことでしたよというような説明が今できない状態、私自身そうなんです、これもまた不信感を招くと思いますので、ちゃんと表に、何が起きたか、そしてそれに対して市議会としてどう問題だと捉えて、どう対処したかというところまで、説明できるところまで、この審査会の調査によって、説明できるところまで持って行ってほしいと考えております。

○笹本英輔委員 まず、千葉良秋議員が今回この請願について、皆さん、今般政治倫理審査会で審査すべきとして、請求者の議員さんから請求されているというところでありますけれども、千葉議員は、私にとっては同会派の議員ではございますけれども、あくまでも議員として、この政治倫理審査会の委員として、中立公正な立場で諮らせていただきたいということは事前に申し上げておきます。

その上で、まず1つ目の質疑なんですけれども、まず資料①で、執行部のお話があったかと思うんですけれども、参考資料①ですね、冒頭の参考資料①で、市長応接室に呼ばれてということだったんですけれども、ちょっとごめんなさい、情報量が多くて、私、事前に出た質疑だったら申し訳ないんですけれども、これ、市長応接に呼ばれて、請願の趣旨採択について、市長、副市長、部長、課長、主査と議論して、趣旨採択について了承いただいたという内容、これ、執行部にこの事実があったかどうか、そしてこの内容がこのとおりの承したのかどうかということについての確認は、参考資料として添付するからには、これ、事実確認されたんでしょうか。

●菅野淳議員 この事実確認に関しましては、千葉議員が市民に、請願者に対してなんですけれども、うそをついたと疑われるその行為があった、これ、9月11日だったと思うんですけれども、その後、議長の呼びかけにより、健政会の会派代表と事務局長が立ち会い、本人に事実確認をしたというふうに聞いております。その後、紹介議員代表の金子議員に対しまして、健政会の会派代表の方から一連の話を伝えられたというふうに聞いております。

さらに、私出ておりませんが、9月の代表者会議、また1月6日の議会運営委員会の中でも、事実確認をした内容に、健政会会派代表が間違いはないというふうな発言をしたというふうに、私は聞いております。これが事実確認だというふうに私は思っております。以上です。

○笹本英輔委員 今、全てのご答弁で、聞いていた、聞いていた、聞いていたというふうに出ているんですけれども、私がお伺いしているのは、ご自身で請求者として、この参考資料として、政治倫理審査会の資料として添付するに至る確実な資料として、これを執行部に確認をして当然掲載をしているんですかと、ご本人がこれを確認して掲載しているんですかと伺っているんですけれども、いかがですか。

●菅野淳議員 そこまで必要なんですか。

○笹本英輔委員 それでは、例えばこれ、何度も言うとおりに、人権に関わる問題ですから、例えばそれをどこどこで確認したとか、どこどこで聞いたというのをそのまま伝聞の形で掲載するんであれば、極端な言い方をすると、どなたかがまいた政治的なチラシとかを資料として記載するということが可能になってしまうと思うんです。ですから、これは請求者として勇気を持ってこの政治倫理審査会に上げていただいているというのは、非常に理解をいたしますし、私もひょっとしたら、同じ立場であったら、そういう形で請求をしたかもしれませんし、それは理解をするんですけれども、資料として上げていただくのであれば、確実にその内容をご自身で判断すべきかなと考えておるんですけれども。

じゃ、それは、もう一度確認しますけれども、ご自身では確認をされていないということでしょうか。

●菅野淳議員 執行部のほうには確認はしてありません。

○笹本英輔委員 分かりました。じゃ、確認をしていないということで確認をしました。それが1つ目です。

2つ目ですが、今回、採決に当たって、審査のプロセス上、例えば文教厚生委員会で請願審査をしている千葉委員が、冒頭、この請願に賛成をしますというお話が、採決に当たっては反対になったというようなことでありました。

このプロセスを一旦置いておいて、冒頭賛成の意思を示していた委員が、採決時にこの意思を翻して、反対するというところに法的な瑕疵があるかどうかについて、ご見解をお聞かせください。

(休憩)

●菅野淳議員 分かりません。

○笹本英輔委員 じゃ、分からないということで分かりました。

次です。これ、審査の請求に当たっては、請願者、本文の上から4行目で、市民を欺き侮辱する行為でありということであるんですけれども、これ、ご本人は最初から請願者を欺くつもりがあったというふうにお考えになるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

●丸橋ユキ議員 本人が最初から欺く意図があったかどうかは、私は存じませんし、そこを問うてはいません。結果として、このような表から見える事実が起こっているのだから、どういう意図があったかとか、そこが問題になるのであれば、審査会のほうで調べていただきたいと思います。

ちょっと付け加えますが、資料①、②と出していますが、これが存在することは確かなので、確かなものだと提出しています。書かれた内容がどうかというところまで、私たちはその調査をする、ここでやるべきところじゃないと、やるべきところはその内容のいろんな多方面からの審査だと思っているので、こういうSNSが存在したという、これ自体をもって問題だと思うんです。もしこれがうそであったとしても、例えば執行部がそんなことないよと言ったとしても、こういう

SNSがあると、また別の問題が出てくると思うんです。

私たちは、出てきた資料①、②をもって、こんな証拠というか、あるので、ちょっと調査してくださいよということを、そういう意味で審査会を設置請求いたしました。

○笹本英輔委員 これは、意見でありますけれども、審査に当たって調査をしてほしいとか、これが事実かどうかを確認したいという意図はよく理解をするつもりです、私もね。請求者の皆さんがおっしゃっている事実は理解するつもりです。

ただし、人権にやはり配慮をしなければならないということも、これ、裏表で考えなければならないことでありまして、これが万が一、事実でないとか、事実と反するとか、若干事実と異なるという内容が出てきたときに、これ、今公開の会議でございまして、これが例えば独り歩きしてしまって、事実と反する内容が公然と出歩いてしまうということも、リスクとして一つあるので、今後なんですけれども、まだこの狭山市議会議員政治倫理審査会は立ち上がったばかりというところもありまして、それについては何の制約もありませんし、請求者の菅野議員も勇気を持って知りませんと、さっきからお答えいただいているところで、それは全くもって否定するつもりもありませんし、そのとおりだと思いますから。

ただ、今後、それは組立ての中で考えていけばよろしいかなと思いますけれども、あくまでも、これは議員としてどうあるべきかということについて審査をしていただきたい、調査をしていただきたいということは、請求者の皆様からも再三お話をいただいているところでありますから、逆にそのあたりも最低限のご配慮はいただく必要があるかなということは、考えて、これを意見として申し上げます。以上です。

(休憩)

○金子広和委員 1点だけ、先ほど笹本委員のほうから質問があった中で、1点、私も気になったことがあったので、その部分だけ1点確認だけしますけれども、今回、政治倫理審査会ということで、これ、議会の中でやっている話だと思うんですね。先ほどの資料①の中で、市長ないし執行部のほうに、今回の件は本当にそういうことだったのかということを確認を取ったのかというような形で、請求者のほうは取っていませんというような形で答弁があったと思うんですが、今回この件に関しては、あくまでも議会の中でまずやるような話だと、私は認識しているんですよ。もし、それに関して市長ないし執行部の関与があったということであれば、それはこの場ではなく、また別の場所で設置をするなりしてやるべきだというふうに私は思っているんですね。

そういうことであれば、一応再度確認だけしておきますけれども、今回、あえて市長とかに、その件のどうだったのかというようなことは聞いていませんということでしたけれども、それは今回のこの政治倫理審査会においては聞くことはなく、あくまでも議長、事務局の局長、会派の代表が、千葉議員に対してこういうことがあったのかということを確認を取って、本人からもそういう形で

そうだという話があったということ为前提にやっているということなので、これはこれで成り立つんじゃないかというふうに私は認識しているんですけども、恐らくさつき笹本委員が聞いたことに関しては、あえてそういう人権とかの問題もあるんで確認をしておいたほうがいいんじゃないかというようなことで、確認はしたんだと思うんですが、この政治倫理審査会においては、そこまで確認をするのはまた別の場所じゃないかというふうな認識の下で私は理解しているんで、恐らく請求者もそうじゃないかと思うんですけども、その辺はそういうことでよろしいですか。

●菅野淳議員 金子委員のおっしゃるとおりで、この件に関しましては、議会内のことだと思いますので、金子委員のおっしゃるとおりだと私は思っております。以上です。

○金子広和委員 先ほど、笹本委員があくまでもそういう人権だとか、いろんな形の中での配慮ということで聞いてもらったんだというふうに私は理解をしているんですけども、あくまでも今の段階では、市長ないし執行部のその辺のところの、これは正しいことだったのか、そうだったのかというのは、また別のところでやるのかなというふうには理解はしているというふうには思っていますんで、そんな感じでよろしいですか。意見として言っておきます。

○広山清志委員長 委員会は、あくまでも存否を確認、審査するところですので、判決するところではないので、事実だけ言っていただければ大丈夫です。そこを責めるところではございませんので、そういう事実があった、なかっただけを審査させていただければと思いますので、意見は分かりました。

○内藤光雄委員 確認です。今回の審査会の請求に当たりまして、昨年12月16日に、議長から、議会運営委員会に対して請願に関する議員の対応についてという諮問書が出されております。それを受けて、1月6日に、議会運営委員会から、その請願に関する議員の対応についてということで答申が2項目出されておりますけれども、その諮問と答申の関係を、今回の審査の請求に反映したことであったり、またこの諮問、答申が審査の請求に影響を与えたことがありましたら、お聞かせください。

●菅野淳議員 その件につきましては、説明は、金子委員のほうにちょっとお願いしたいと思うんですが。

(休憩)

●菅野淳議員 影響を受けておりません。

○内藤光雄委員 私としては最後の質問にしますけれども、今日は丁寧な説明と、また質問に対して真摯に答えていただきまして、ありがとうございました。

そういう中で、今回のことを受けて、今後この審査会、まだ何回か続くんだと思うんですけども、審査会の請求者、提出者として、この委員ではありませんので、これから予想される該当議員の弁明の場とかに質問の機会がありませんので、お二方は。今時点で、この後、今回対象となつて

いる議員に何かおっしゃりたいことがあれば、改めてお聞きします。

●菅野淳議員 私自身、個人的なことになりますけれども、しっかりと皆さんに事実確認をしてもらいまして、今回の存否、うそをついたかどうかの存否についてしっかりとしていただき、もしそれが明らかになった場合は、私自身は、まず、個人的な考えなんですけれども、請願者に対してしっかりと謝罪をしていただきたいというふうに思うわけでありまして、そこら辺はまた皆さんの事情聴取の中でいろいろと明らかになってくるところもあると思いますので、最終的な措置というか、その辺は議長になるかと思しますので、私自身、個人の考えはそうであっても、最終的にどうなるかというのは議長の判断のほうに委ねさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

●丸橋ユキ議員 千葉議員に対してですが、今回は、このような事実があったのかどうかの存否を審査してくれとはなっていますが、菅野さんがおっしゃったのと同じように、あったとすれば、もうしっかり請願者にはまず謝っていただきたいということが一つ。

それと、もし違うとなった場合、これ、請願者の方の言っていることとのそごが生じてくるんで、これ、また大問題が発生すると思うんで、ちょっとこの場を借りて皆様にお伝えしておきたいのは、本当にしっかり事実を確認していただきたい。もし違うとなったときの影響も大きい、それは請願者の方の人権、もちろん千葉議員の人権もそうですが、両面に配慮しつつ、事実を淡々と調べていただきたいということを、この場を借りて再度強調しておきたいと思います。

○大沢えみ子委員 私のほうから、今回ご請求をいただきまして、添付資料がついております。①のほうの提出の資料に関しましては、先ほど来幾つかご質疑もございましたけれども、千葉議員から太田議長に対して出されているSNSの一部ということで、本日につきましては黒塗りとして全文も出されておまして、黒塗りの部分は関係ない部分だといわれるところだと思いますが、こういった部分については、いわゆる請願者に対して、要は不誠実な対応をしたというような証拠の一つとも取れるというような内容が記載されている内容かと思います。

この、先ほど黒塗りの資料に関しては、1月30日に議長のタブレットで確認をさせていただいたものであると、読み上げて納得をしていただいたものだとして、そして、これについては質疑の中であるように、議長のほうが、当時事務局長と立会いの下、本人にも内容を確認して、そういうものだというのを会派の中で確認をされた事実があるというようなお話でございました。

そのことを知った経緯というのはどういうものだったのか、お話できる範囲で構わないんですけども、お願いをしたいというふうに思っています。

ここについては、今回の審査請求が出たのは3月18日ということでありまして、実際には、先ほど言ったように、9月11日、12日にこのSNSのやり取りがされているというところがございます。その後、いろいろ請願の採決やいろんなことがあったわけなんですけれども、その間、9月

から10、11、12、1月、2月、そして3月の請求に至るまで、どのような時点でこうしたことがあるというふうなことをお知りになり、どういったルートでこの資料を今回ここに提出することになったのか、その系列についてちょっとご説明をいただければと思います。

- 菅野淳議員 先ほどと同じ答弁になるかと思いますが、千葉議員が市民に対して、請願者に対してうそをついたと思われる行為の発覚後、議長の呼びかけにより、健政会の会派代表と事務局長が立ち会い、本人に事実確認したというふうに私は聞いております。その後、請願の紹介議員の金子代表に一連の話が伝えられたわけでありまして、私に届いたのはその時点でございます。以上です。

○大沢えみ子委員 分かりました。

この場に金子委員がおられますので、補足説明等ございますでしょうか。なければいいです。

- 金子広和委員 今、菅野議員がおっしゃったとおりで、流利的にはもうそのままでありますし、また9月の時点で代表者会議、この中にも代表者の方は何名かいますけれども、代表者会議の中で、あくまでも議長が当時読み上げたんですね、この文を。その読み上げた中で、町田代表もここにいますけれども、それもそうですよということで、その中の代表者会議でも、この文はそういうことでしたということもあって、そういう流れの中で、今回、今、菅野議員が説明したような流れで来ているというふうに私も認識しています。

- 大沢えみ子委員 では、確認させていただきますが、菅野議員並びに会派のほうでご確認をいただいたのは、その議長からのお話が、議長のほうからあったという点、そして代表者会議等で読み上げた内容として、そのときに認識をされたという認識で間違いはないですか。

(休憩)

- 菅野淳議員 おっしゃるとおりでございます。

その他

- 広山清志委員長 その他、次回以降の審査スケジュールと、前回保留となった案件について、委員の皆様にご協議をいただきたいと思っております。

まず、スケジュールですが、次回の第3回審査会につきましては、4月11日金曜日午前9時から開催することとし、対象議員である千葉議員に対する事情聴取を行うことといたします。

なお、今回同様、千葉議員に対する質問等、あらかじめいただける場合には、4月9日水曜までに正副委員長及び事務局にお示しいただきますようお願いいたします。

その次の第4回の審査会については、皆様からいただいた日程上からすると、4月18日の開催は可能と思っております。この点につきましては、皆様いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

その審査日に予定しているのは、関係者への調査となっております。本人への事情聴取を実施するか否かにつきましては、前回の会議で保留となっております。この保留になっていることを現時

点で決定いただき、関係者の事情聴取を実施することになれば、その関係者への出欠、もし出席ということになれば、そのご本人に伝えることができますので、これを次回にしていまいかと、また1週間前と直前になってしまいますので、そこを配慮したことで、今日のいろいろな質問の中で判断できることもあると思いますので、皆様に保留した件について伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まずはご本人の事情聴取をするしないについて、皆様からの意見をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○金子広和委員 今のは関係者ということですね。

○広山清志委員長 関係者に出席いただいて事情聴取をするかどうかについて、ご意見をお願いいたします。

意見

○金子広和委員 先ほど内藤委員からもありましたけれども、ぜひ私のほうからも話は聞きたいと思っていますので、時間と日時が合うようでしたらお呼びいただいて、ここで話を聞かせていただきたいと思っています。

○広山清志委員長 では、これに対して、今の金子委員のお話についても意見がないということですので、関係者をお呼びするというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、関係者の方にこちらから打診をさせていただきたいと思います。そうすると、今の予定では4月18日9時からの予定で、皆様の前回聞いた中では大丈夫ということ聞いておりますが、改めてそのスケジュール調整をお願いいたします。

それでは、再度繰り返しになりますけれども、関係者への出席依頼をさせていただきます。

最後となります。千葉議員の弁明、こちらが第5回になりますが、今考えられる日程は、4月24日午後と予定しております。この日は、議員の皆様は代表者会議があつて、議運がありまして、次に全協がございますので、午後であれば確実に大丈夫かと思えます。

また、ここで決定していただければ、千葉議員への出席要請をさせていただければと思いますので、このまですケジュールとしてはいかがでしょうか。

○金子広和委員 弁明ということですが、それはあくまでも弁明を聞くだけで、ほかに何かやることはなく、時間的には弁明を聞くというイメージでいいんですか。

○広山清志委員長 質問、弁明という形になると思います。

ちょっと、初めてなので、そこはやりながら考えたいと思います。メインはそこになります。

(「13時」と言う者あり)

○広山清志委員長 そうですね、13時と考えております。

じゃ、ここまではよろしいでしょうか。

それでは、第5回については、4月24日午後1時ですね。開催として、内容は千葉議員の弁明として、千葉議員に出席の要請をしたいと思います。

以上をもって散会。午後 零時00分